

(返戻金に関して)

1. 採用者が入社後、自己都合又は自己の責に帰すべき事由(死亡や病気を含むがこれに限られない。)で退職し、又は解雇された場合(退職勧奨等により採用者の合意があった場合を含むがこれに限られない。)若しくは採用者が内定承諾後、入社しなかった場合、次のとおり紹介手数料の全部又は一部を返戻しなければならない。ただし、労働条件の変更その他、専ら採用企業側の都合により解雇され又は退職した場合は、この限りではない。

(1) 入社前 : 紹介手数料の全額

(2) 入社後1か月以内 : 紹介手数料の80%

(3) 入社後1か月超から3か月以内 : 紹介手数料の50%

(4) 入社後3か月超から6か月以内 : 紹介手数料の10%

2. 前項により返戻すべき手数料を、当該採用者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は、前営業日)までに、指定する金融機関口座に振込みにより支払うものとする。なお、振込手数料は有料職業紹介事業者側の負担とする。